

防防防第9805号
25.7.17
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
最終改正 防防戦(事)第233号
令和5年6月29日

防衛政策局長 殿

事務次官
(公印省略)

宇宙開発利用大賞選考要領について (通達)

標記について、下記によることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

(趣旨)

第1 この通達は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局が主催する宇宙開発利用大賞に協力するため、防衛省における選考要領を定めるものとする。

(予備選考)

第2 内閣府宇宙開発戦略推進事務局から、防衛分野における宇宙開発利用の推進の視点による宇宙開発利用大賞の予備選考を依頼された場合に当該予備選考を実施するため、防衛政策局に宇宙開発利用大賞予備選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は、防衛政策局長とする。
- 3 委員長は、防衛政策局に所属する職員の中から委員3人を指名する。
- 4 委員会の庶務は、防衛政策局戦略企画参事官において処理する。

(防衛大臣賞被表彰者の決定)

第3 事務次官は、内閣府が開催する選考委員会の選考結果を受領したときは、防衛分野における宇宙開発利用の推進の視点から、特に顕著な功績があったと認められる個人又は団体を、宇宙開発利用大賞の防衛大臣賞として決定する。

(委任規定)

第4 この要領に定めるもののほか、防衛省における宇宙開発利用大賞の選考に関し必要な事項は、防衛政策局長が定める。